

第9回憲法学習会

10/28

和気あいあい憲法カフェ

憲法カフェを星陵地区の病院書記局で行いました。

憲法カフェの趣旨は堅苦しい雰囲気ではなく、ご飯を食べながら素朴な疑問でも何でも話してみましよう、ということ企画したものです。

講師は松浦健太郎弁護士(庄司法律事務所・石巻市)で、「憲法と政治最近の動向と問題点」としてお話しいただきました。

主要な点は次の通りです。第一部は安保関連法案の成立(提出の経緯・法案提出の背景事情)、具体的には、安倍政権による国際情勢の変化の強調、米国の戦略と中国の脅威について説明されました。安保法制の概要と問題点とし

ては、有事法制の拡張、周辺事態法の改正、国際支援法の新設等について具体的な説明がされました。続いて今年5月から9月に至るまでの安保法制の国会審議と反対運動の展開について整理されました。第二部は今後想定される動きについての話として、「明文改憲」について最初の改正発議について自民党の改憲草案をもとに見通しについて述べられ、環境権や緊急事態条項について触れられました。質疑も和やかな雰囲気の中で活発に行われました。

充実したものでした。憲法と政治について、より深く考える場になったと思います。

(執) 高橋禎雄さん

2016年国民春闘討論集会

これって犯罪じゃないの?

記念講演「相談から見る若者の実態と求められる活動」を聞いて

「なんでこんな理不尽なことが大手を振って社会でまかり通っているの?」「ここまで自分勝手な人間を作ってしまう社会って何なんだ!」

人、身体を壊さない人を残し、あとは辞めさせる。そのための弁護士や社会保険労務士たちを集めた「労働者を辞めさせるための専門部署」があるらしい。使い捨て型とは、低賃金で長時間働かせ、使い物にならなくなったらいじめて辞めさせる。無理難題を押し付けて居づらくさせて辞めさせただけでもとんでもないのに、いじめてうつ病にさせたり、最悪の場合は自殺に追い込んだり、人の命をなんだと思っているのだろうか?これって犯罪にならないの?社員を辞めさせるためにはという労務管理の本も売られているという。



震災の説明を受ける参加者

女川フィールドセンター 生まれ変わった研究施設

退職者の会秋の日帰り旅行は、11月4日(水)ー女川フィールドセンター見学と語り部ーを20名の参加で行いました。

東日本大震災による津波で甚大な被害を受けたフィールドセンターの見学を!という会員の声を受け、農学研究所に申し込みを行い、池田准教授の説明を受けました。

津波前後の沿岸生物の生態系がどう変わったか、そのプロセスを研究していること、魚

下がりまし。地震の後すぐに実習船を沖に出して助けた船長さんにもお会いし、話を聞くことができませんでした。また、語り部から女川町は早くから町民の話し合いで防潮堤を作らず、かさ上げで町づくりを進めている話を聞くことができました。

(退) 赤間和子さん